地方分権改革の今後の方向性について(案)

一提案募集方式の導入以後10年の総括と展望ー

資 料 編

目 次

- 1. 地方分権改革の推進体制
- 2. 地方分権改革のこれまでの経緯
- 3. 地方分権改革のこれまでの成果
- 4. 地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の名簿
- 5 地方分権改革の総括と展望(概要)
- 6 提案募集方式による改革の仕組み
- 7 地方からの提案件数及び対応状況
- 8. 提案類型別(目的別)の提案件数の推移(権限移譲/規制緩和)
- 9. 都道府県・市区町村別の各年の提案数
- 10 都道府県・市区町村別の累計の提案数
- 11 分野別提案件数の推移
- 12. 重点募集テーマに係る提案の状況
- 13. 提案募集方式による対応状況(平成26年~令和4年の地方からの 提案に係る主な対応及び地方分権一括法の概要)

- 14. 分野横断的な対応の状況
- 15 提案のすそ野拡大に向けた取組
- 16. 地方で活躍する職員等のネットワーク化
- 17 地方分権改革推進アワードについて
- 18 計画策定等に係る主な経緯等
- 19 計画策定等に係る政府の方針等
- 20. 効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド(概要)
- 21. 地方分権改革シンポジウムの概要
- 22 地方分権改革シンポジウムの開催実績
- 23. 国と地方の協議の場に関する法律の概要
- 24. 国と地方の協議の場の概要
- 25. 地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改正等の活用状況に係る調査

地方分権改革の推進体制

【内閣としての政策検討・決定】 地方分権改革推進本部

(閣議決定で内閣に設置)

本 部 長: 内閣総理大臣(本部長)

副本部長:内閣官房長官

内閣府特命担当大臣 (地方分権改革)

本 部 員:その他全閣僚

開催実績

平成25年 3月 8日(金) 第1回会合

・義務付け・枠付けの第4次見直しについて

平成25年 5月28日(火) 第2回会合 地方分権改革の在り方について

・国から地方への事務・権限の移譲等について

平成25年 9月13日(金) 第3回会合

・国から地方への事務・権限の移譲等について

・都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について

・地方分権改革の総括と展望について 平成25年12月20日(金) 第4回会合

・国から地方及び都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等についる。

・地方分権改革の総括と展望について

平成26年 4月30日(水) 第5回会合(持ち回り開催)

・地方分権改革に関する提案募集の実施方針について

平成26年 6月27日(金) 第6回会合

第4次一括法の施行等について

・地方分権改革の総括と展望について ・地方分権改革に関する提案募集方式について

平成27年 1月30日(金) 第7回会合 ・平成26年の地方からの提案等に関する対応方針について

平成27年 7月14日(火) 第8回会合

・第5次地方分権一括法の施行等について

・平成27年の地方分権改革に関する提案募集の取組について 平成27年12月22日(火) 第9回会合

・平成27年の地方からの提案等に関する対応方針について

平成28年12月20日(火) 第10回会合

・平成28年の地方からの提案等に関する対応方針について

平成29年12月26日(火) 第11回会合

・平成29年の地方からの提案等に関する対応方針について

平成30年12月25日(火) 第12回会合

・平成30年の地方からの提案等に関する対応方針について

令和元年12月23日(月) 第13回会合

・令和元年の地方からの提案等に関する対応方針について

令和2年12月18日(金) 第14回会合

・令和2年の地方からの提案等に関する対応方針について

令和3年12月21日(火) 第15回会合

・令和3年の地方からの提案等に関する対応方針について 令和4年12月20日(火) 第16回会合

・令和4年の地方からの提案等に関する対応方針について 令和5年3月31日(金) 第17回会合(持ち回り開催)

・計画策定等における地方分権改革の推進について

(R5.11.16時点)

【有識者による調査審議】

長:市川晃

地方分権改革有識者会議 (地方分権改革担当大臣の下で開催)

住友林業株式会社代表取締役会長 座長代理: 髙橋滋 法政大学法学部教授

> 伊藤正次 東京都立大学大学院法学政治学研究科教授

大橋真由美 上智大学法学部教授

宮田秀利 福島県塙町長

後藤玲子 茨城大学人文社会科学部教授

勢一智子 西南学院大学教授

慶應義塾大学大学院教授 谷口尚子

沼尾波子 東洋大学国際学部国際地域学科教授

三木正夫 長野県須坂市長

千葉大学大学院工学研究院教授 村木美貴 山下良則 株式会社リコー代表取締役会長

湯﨑英彦 広島県知事

専門部会(地方分権改革有識者会議の下で開催)

具体的かつ重要なテーマごとに、有識者会議議員及び 各分野の専門家による部会を開催し、国・地方その他関 係者からのヒアリングを通じ、客観的な評価・検討に資す る議論を行う

提案募集検討専門部会 計画策定等に関するワーキンググループ

	地方分権改革のこれまでの経緯	
内閣	主な経緯	
宮澤内閣 (H3.11∼H5.8)	H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	 笙
細川内閣 (H5.8~H6.4)	7	第 1
羽田内閣 (H6.4~H6.6)	7	次
村山内閣(H6.6~H8.1)	│H7.5 地方分権推進法成立	万 梅
橋本内閣 (H8.1~H10.7)	7 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)(~H13.7)	次分権改革
小渕内閣(H10.7~H12.4)	→ ※H8.12第1次~H10.11第5次勧告 H11.7 地方分権一括法成立	革
森内閣 (H12.4~H13.4)	H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三)	
小泉内閣(H13.4~H18.9)	□ □ H14.6~17.6 骨太の方針 (閣議決定) (毎年) ♀ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革	革)
安倍内閣 (H18.9~H19.9)	H18.12 地方分権改革推進法成立	
(第1次)	│ H19.4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(~H22.3) │	
福田内閣 (H19.9~H20.9)	从 H20.5第1次~H21.11第4次勧告	<i>h-h</i> -
麻生内閣 (H20.9~H21.9)		第2次分権改革
鳩山内 閣(H21.9~H22.6)		次
菅内 閣 (H22.6~H23.9)	│H23.4 国と地方の協議の場法成立 │ │	分
野田内閣(H23.9~H24.12)	3 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し)	権
中 /中間 (H0.4 10 R0 0)	8 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	以
安倍内閣 (H24.12~R2.9) (第2次、第3次、第4次)	H25.3 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) 	*
	4 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦 → 市川晃 (R5.6~)) 6 第3次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	
	H26.5 第4次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) 提案募集方式	
	6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ の導入 の導入	
	H27.6 第5次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲)	
	H28.5 第6次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲)	н
	H29.4 第7次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市等への権限移譲)	26
	H30.6 第8次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から中核市への権限移譲)	
	R元.5 第9次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から中核市への権限移譲)	4
	☐ R2.6 第10次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市への権限移譲)	S
菅内閣 (R2.9~)	」R3.5 第11次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し)	
岸田内閣 (R3.10~)	R4.5 第12次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市への権限移譲)	7
(第1次、第2次)	R5.6 第13次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し)	

地方分権改革のこれまでの成果

第1次地方分権改革

地方分権一括法の概要(H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)等

- 〇機関委任事務制度(知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み)の廃止と事務の再構成
- ○国の関与の新しいルールの創設 (国の関与の法定化等)
- ○権限移譲 例:農地転用(2~4ha)の許可権限(国→都道府県)

等

第2次地方分権改革

1. 地方に対する規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し) (第1次·第2次·第3次一括法等)

例:施設・公物設置管理の基準 公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準 協議、同意、許可・認可・承認 三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

2. 事務・権限の移譲等(第2次·第3次·第4次一括法等)

(1) 国から地方

例:①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、③自家用有償旅客運送の登録・監査等

(2) 都道府県から市町村

例:①未熟児の訪問指導等(都道府県→市町村)、

- ②三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定(都道府県→市町村)、③病院の開設許可(都道府県→指定都市)、
- ④都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定(都道府県→指定都市)
- 3. 国と地方の協議の場(H23.4「国と地方の協議の場に関する法律」成立)

提案募集方式による取組(H26~、第5次・第6次・第7次・第8次・第9次・第10次・第11次・第12次・第13次一括法等)

個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、実現・対応

- 例:①農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲(4ha超:国→都道府県)
 - ②新たな雇用対策の仕組み(地方版ハローワーク等)
 - ③難病の患者等に交付する医療受給者証について、指定医療機関の包括的な記載を可能とする見直し
 - ④罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的 のために地方公共団体の庁内利用を可能にする見直し

地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の名簿

(R5.11.16 時点)

地方分権改革有識者会議 名簿

○ 市川 晃 住友林業株式会社代表取締役会長

大橋 真由美 上智大学法学部教授

タット ひでとし 宮田 秀利 福島県塙町長

できる。 れいこ 後藤 玲子 茨城大学人文社会科学部教授

要いいち ともこ 勢一 智子 西南学院大学法学部教授

〇 髙橋 滋 法政大学法学部教授

たにぐち なおこ 谷口 尚子 慶應義塾大学大学院教授

^{なまま なみこ} 沼尾 波子 東洋大学国際学部国際地域学科教授

カ ま まさお 三木 正夫 長野県須坂市長

むらき なま * 村木 美貴 千葉大学大学院工学研究院教授

山下 良則 株式会社リコー代表取締役会長

場できます。 ででは、 湯崎 英彦 広島県知事 (◎は座長、○は座長代理)

《顧問》

小早川 光郎 (公財)後藤安田記念東京都市研究所理事長・ 東京大学名誉教授

である。 神野 直彦 東京大学名誉教授 (R5.11.16時点)

提案募集検討専門部会 名簿

職部 哲 慶應義塾大学法科大学院教授

いとう まさつぐ 伊藤 正次 東京都立大学大学院法学政治学研究科教授

大橋 真由美 上智大学法学部教授

®大橋 洋一 学習院大学法科大学院教授

高橋 滋 法政大学法学部教授

(◎は部会長、○は部会長代理)

個性を活かし自立した地方をつくる

~「地方分権改革の総括と展望(概要)」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議)~

これまでの地方分権改革

地方分権改革の理念を構築

-国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

国主導による集中的な取組

一時限の委員会による勧告方式

地方全体に共通の基盤制度の確立

- -機関委任事務制度の廃止
- -国の関与の基本ルールの確立

法的な自主自立性の拡大

- 自治の担い手としての基礎固め

地方分権推進に向けた世論喚起

ー地方分権の意義を普及啓発

個性と自立、新たなステージへ地方分権改革の更なる展開

改革の理念を継承し発展へ

一個性を活かし自立した地方をつくる

地方の発意に根ざした息の長い取組へ

- -地方からの「提案募集方式」の導入
- 一政府としての恒常的な推進体制の整備

地方の多様性を重んじた取組へ

- -連携と補完によるネットワークの活用
- 「手挙げ方式」の導入

真の住民自治の拡充 財政的な自主自立性の確立

- 自治の担い手の強化

改革の成果を継続的・効果的に情報発信

一住民の理解と参加の促進

改革の「総括」~地方分権の基盤の確立~

第1次分権改革(H7~11):国と地方の関係を上下・主従から対等・協力へ

例:機関委任事務制度の廃止、国の関与の基本ルールの確立

第2次分権改革(H19~):数多くの具体的な改革を実現(地方に対する権限移譲、規制緩和等)

権限移譲等(国→地方 66事項(実施率69%)、都道府県→市町村 113事項(67%))、義務付け・枠付けの見直し(975事項(74%))

今後の「展望」 ~新しいステージの改革の取組~

改革の使命・目指す姿

Mission ミッション

個性を活かし自立した地方をつくる

Vision ビジョン

- ・ 行政の質と効率を上げる
- まちの特色と独自性を活かす
- 地域ぐるみで協働する

目指すべき方向

- 1 国と地方の役割分担の見直し(権限移譲等)
- 2 地方に対する規制緩和の推進
- 3 地方税財政の充実強化
- 4 重要な政策分野(土地利用等)に関する改革
- 5 改革の成果を実感できる情報発信の展開

改革の進め方

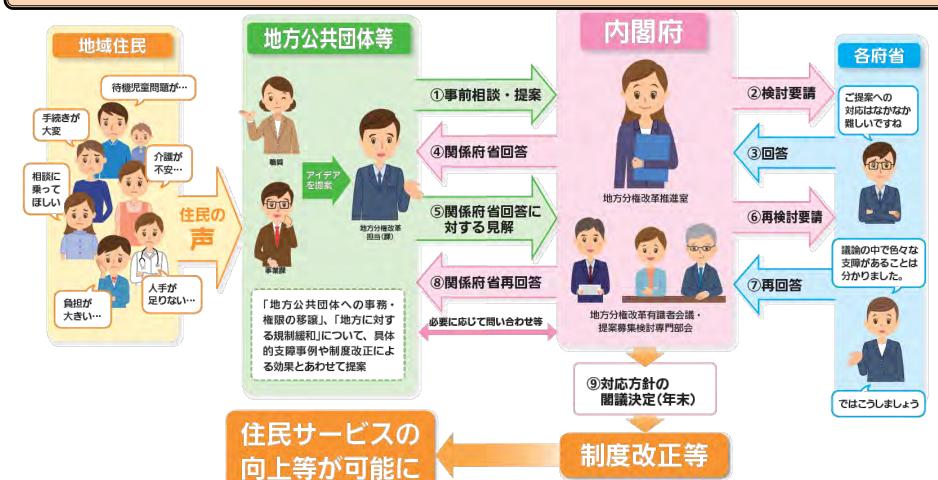
1 提案募集方式の導入

- ・ 個々の地方公共団体から全国的な制度改正の提案を広く募る方式
- 2 手挙げ方式の導入
 - ・ 個々の団体の発意に応じ選択的に移譲する方式
- 3 政府の推進体制の整備
 - ・ 地方の提案を恒常的に受け止め、スピード感を持って実現を図る体制
- 4 効果的な情報発信
 - ・ SNSの活用、地方の優良事例発信、全国シンポジウムの新規開催など

今後地方に期待すること

- 1 改革成果の住民への還元
 - ・ 地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らし、地域を元気にする
- ・ 住民に分かりやすい情報発信に努力
- 2 住民自治の拡充
 - 政策形成過程への参画、協働の推進、地方議会の機能発揮
- 3 改革提案機能の充実
 - ・ 専門性を有する人材の育成、政策法務の強化
 - ・ 地方六団体の機能強化

提案募集方式による改革の仕組み



提案募集方式の主体

- ①都道府県及び市町村(特別区を含む。)
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織
- ④地方公共団体を構成員とする任意組織

提案検討のための「三つの後押し」

- ①事前相談 ~提案内容補強の後押し
- →自治体から出向の調査員が提案実現のために必要な論点等を丁寧に助言。
- ②共同提案 ~仲間づくりの後押し~
- →自分で思いつかなくても、他の自治体の提案に相乗り可。提案の説得力を充実。
- ③内閣府及び専門部会による各府省ヒアリング ~提案実現の後押し~
- →重点事項は、内閣府及び提案募集検討専門部会が各府省と法的な観点から議論

地方からの提案件数及び対応状況

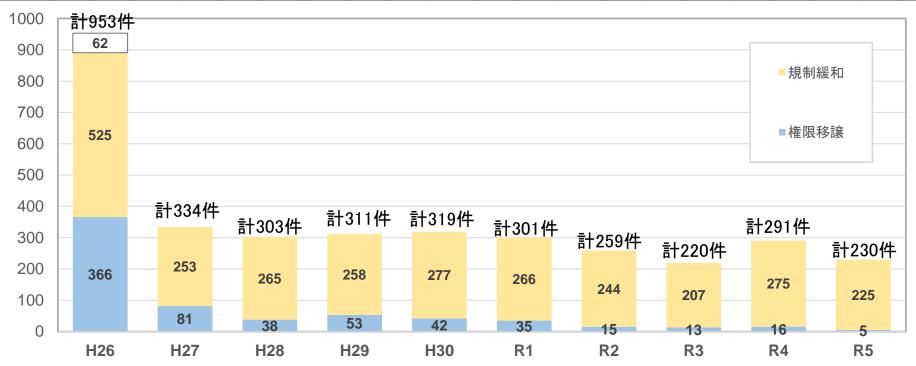
年	提案件数
H26	953
H27	334
H28	303
H29	311
H30	319
R 1	301
R 2	259
RЗ	220
R 4	291
R 5	230
計	3, 521

þ	内閣府と関係省庁	との間で調整を行	った提案※1		
合計 a=d+e (件数)	提案の趣旨を 踏まえ対応 b _(件数)	現行規定で 対応可能 c _(件数)	小計 d=b+c (件数)	実現できな かったもの e (件数)	実現・対応 の割合 d/a _(割合)
535	263	78	341	194	63. 7%
228	124	42	166	62	72. 8%
196	116	34	150	46	76. 5%
207	157	29	186	21	89. 9%
188	145	23	168	20	89. 4%
178	140	20	160	18	89. 9%
168	142	15	157	11	93. 5%
160	145	2	147	13	91. 9%
235	198	15	213	22	90. 6%
_	_	_	_	_	_
2, 095	1, 430	258	1, 688	407	80. 6%

提案募集方式の10年の成果等 ~提案状況~

提案類型別(目的別)の提案件数の推移(権限移譲/規制緩和)

担实力率		26	H2	27	H2	28	H2	29	Н	30	R	1	R	2	R	3	R	4	R	5	合	計
提案内容	提案 件数	割合																				
権限移譲	366	38.4%	81	24.3%	38	12.5%	53	17.0%	42	13.2%	35	11.6%	15	5.8%	13	5.9%	16	5.5%	5	2.2%	664	23.8%
規制緩和	525	55.1%	253	75.7%	265	87.5%	258	83.0%	277	86.8%	266	88.4%	244	94.2%	207	94.1%	275	94.5%	225	97.8%	2,795	79.4%
計	953	_	334	1	303	1	311	_	319	_	301	1	259		220		291	1	230	_	3,521	_



提案募集方式の10年の成果等~提案状況~

都道府県・市区町村別の各年の提案数

団体	<u>t</u>	年	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	団体	达数 計	115	84	140	174	302	329	278	244	275	221
	都	道府県	47	45	43	45	46	47	46	47	46	44
	(4	17団体)	[100.0%]	[95.7%]	[91.5%]	[95.7%]	[97.9%]	[100.0%]	[97.9%]	[100.0%]	[97.9%]	[93.6%]
	市	区町村計	68	39	97	129	256	282	232	197	229	177
	(1	,741団体)	[3.9%]	[2.2%]	[5.6%]	[7.4%]	[14.7%]	[16.2%]	[13.3%]	[11.3%]	[13.2%]	[10.2%]
		市区	63	34	79	99	184	186	169	141	145	126
		(815団体)	[7.7%]	[4.2%]	[9.7%]	[12.2%]	[22.6%]	[22.8%]	[20.7%]	[17.3%]	[17.8%]	[15.5%]
		町村	5	5	18	30	72	96	63	56	84	51
		(926団体)	[0.5%]	[0.5%]	[1.9%]	[3.2%]	[7.8%]	[10.4%]	[6.8%]	[6.0%]	[9.1%]	[5.5%]

〇 市区の内訳

	コート・マントコロノ										
日	年 年	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	市計	63	34	56	76	161	163	146	118	122	103
_	(792団体)	[8.0%]	[4.3%]	[7.1%]	[9.6%]	[20.4%]	[20.6%]	[18.4%]	[14.9%]	[15.4%]	[13.0%]
	政令指定都市	13	9	9	10	13	12	18	19	20	20
	(20団体)	[65.0%]	[45.0%]	[45.0%]	[50.0%]	[65.0%]	[60.0%]	[90.0%]	[95.0%]	[100.0%]	[100.0%]
	中核市	9	7	11	12	18	25	20	24	19	14
	(62団体)	[20.9%]	[15.6%]	[23.4%]	[25.0%]	[33.3%]	[43.1%]	[33.3%]	[38.7%]	[30.6%]	[22.6%]
	政令指定都市、 中核市を除く市	41	18	36	54	130	126	108	75	83	69
	(710団体)	[5.6%]	[2.5%]	[5.0%]	[7.5%]	[18.1%]	[17.6%]	[15.2%]	[10.6%]	[11.7%]	[9.7%]
	特別区	0	0	23	23	23	23	23	23	23	23
	(23団体)	[0.0%]	[0.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]

^{※[]}内の割合は、()内各団体類型総数における提案団体数の占める割合。

[※] 団体類型の団体数は令和5年4月現在。

[※] 提案年の団体類型で計上。

[※] 九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・特別区にそれぞれ計上。

提案募集方式の10年の成果等 ~提案状況~

都道府県・市区町村別の累計の提案数

団体		年	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	寸]体数計	115	135	205	270	416	545	625	671	735	758
		都道府県	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
		(47団体)	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]
		市区町村計	68	88	158	223	369	498	578	624	688	711
		(1,741団体)	[3.9%]	[5.1%]	[9.1%]	[12.8%]	[21.2%]	[28.6%]	[33.2%]	[35.8%]	[39.5%]	[40.8%]
		市区	63	78	131	170	270	331	378	402	425	438
		(815団体)	[7.7%]	[9.6%]	[16.1%]	[20.9%]	[33.2%]	[40.6%]	[46.4%]	[49.3%]	[52.1%]	[53.7%]
		町村	5	10	27	53	99	167	200	222	263	273
		(926団体)	[0.5%]	[1.1%]	[2.9%]	[5.7%]	[10.7%]	[18.0%]	[21.6%]	[24.0%]	[28.4%]	[29.5%]

〇 市区の内訳

団体年	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
市計	63	78	108	147	247	308	355	379	402	415
(792団体)	[8.0%]	[9.9%]	[13.7%]	[18.6%]	[31.2%]	[38.9%]	[44.8%]	[47.9%]	[50.8%]	[52.4%]
政令指定都市	13	14	14	15	16	16	19	20	20	20
(20団体)	[65.0%]	[70.0%]	[70.0%]	[75.0%]	[80.0%]	[80.0%]	[95.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]
中核市	9	13	17	19	31	38	44	47	48	50
(62団体)	[20.9%]	[28.9%]	[36.2%]	[39.6%]	[57.4%]	[65.5%]	[73.3%]	[75.8%]	[77.4%]	[80.6%]
政令指定都市、中 核市を除く市	41	51	77	113	200	254	292	312	334	345
(710団体)	[5.6%]	[7.0%]	[10.7%]	[15.6%]	[27.9%]	[35.6%]	[41.0%]	[43.9%]	[47.0%]	[48.6%]
特別区	0	0	23	23	23	23	23	23	23	23
(23団体)	[0.0%]	[0.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]	[100.0%]

^{※[]}内の割合は、()内各団体類型総数における提案団体数の占める割合。

[※] 団体類型の団体数は令和5年4月現在。

[※] 提案年の団体類型で計上。

[※] 九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・特別区にそれぞれ計上。

提案募集方式の10年の成果等 ~提案状況~

分野別提案件数の推移

単位:件数

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	10年計
土地利用	95	22	24	14	20	14	5	15	18	5	232 [6.6%]
農地•農業	147	39	28	28	23	13	26	18	16	12	350 [9.9%]
医療•福祉	202	85	93	115	106	99	90	62	86	94	1,032 [29.3%]
子ども・子育て関連※1	50	16	49	60	50	42	31	29	29	44	400 [11.4%]
雇用•労働	43	7	1	3	3	4	2	3	3	4	73 [2.1%]
教育•文化	46	29	17	20	16	21	18	13	22	28	230 [6.5%]
環境•衛生	80	29	19	15	28	17	18	29	27	9	271 [7.7%]
産業振興	109	26	23	9	12	9	7	6	16	10	227 [6.4%]
消防·防災·安全	20	18	16	14	24	20	10	7	16	8	153 [4.3%]
土木·建築	88	21	20	25	15	18	23	10	17	13	250 [7.1%]
運輸•交通	40	11	13	19	15	12	1	3	5	2	1 2 1 [3.4%]
その他	83	47	49	49	57	74	59	54	65	45	582 [16.5%]
計	953	334	303	311	319	301	259	220	291	230	3,521

^{※1} 子ども・子育てに関連するものを幅広く集計

^{※2 []}内は全体に占める割合

重点募集テーマに係る提案の状況(R2~R5)

重点募集テーマに係る提案数(R2~R5)

年度	R2		R2 R3 R4		R5		
重点募集 テーマ	補助金関係	デジタル化 関係	計画策定等	計画策定等 デジタル		連携∙協働	人材(担い手) 確保
提案 件数	80件	31件	33件	68件	51件	17件	28件

主な提案の概要

<補助金関係>

- ・自然環境整備交付金の早期の 交付決定
- ・災害等廃棄物処理事業費補助 金の申請書類の簡素化

くデジタル化関係>

- ・獣医師法に基づく届出のオンライン化
- ・社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化

<計画策定等>

・農村地域産業導入基本計画における記載事項の簡素化

R3

R5

- ・下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化
- ・地籍調査事業計画の変更手続の廃止
- ・地方創生に係る各計画の内容の見直し、手続の合理化

R4

R2

<計画策定等>

- ・公立大学法人における年度計画の作成及び年度評価の廃止
- ・日本語教育推進に関する地方 公共団体の基本的な方針を柔軟 に策定できることの明確化
- ・地震防災緊急事業五箇年計画 の策定事務の見直し

<デジタル>

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大(所有者不明土地法、森林法等に基づく事務)
- ・国家資格等手続のオンライン 化の対象資格拡大とオンライン 手続時の都道府県経由事務の見 直し

<連携・協働>

- ・里帰り出産における住所地の自 治体と里帰り先の自治体との情報 共有が行われる仕組みの構築
- ・国民健康保険被保険者が都道府 県外の医療機関等を受診して地方 単独医療制度を利用する場合の現 物給付を可能とするための見直し

<人材(担い手確保)>

- ・管理栄養士国家試験の受験資格の見直し
- ・地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に 従事することを事由とする特別 休暇を各地方自治体の裁量により創設できることの明確化

13

平成26年の地方からの提案等に係る主な対応

1. 基本的考え方

- 地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマ

2. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成27年通常国会に提出することを基本
- 〇 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告

3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

○ 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置 を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施

主な見直し事項(提案募集方式の成果)

1. これまでの懸案が実現したもの

- ・都道府県内で水利調整が完結する水道事業等の認可権限等の国から 都道府県への移譲
- ・事務処理特例制度により開発許可権限を有する市町村に係る都道府 県開発審査会の運用見直し

2. 地域の具体的事例に基づくもの

- ・道の駅における電気自動車の充電インフラ整備に関する道路占用許可基準の明確化
- ・マイナンバー利用事務の拡大(特定優良賃貸住宅に係る事務を追加)
- ・都市公園の廃止が可能である「公益上特別の必要がある場合」の明確 化
- ・麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限等の都道府県 への移譲

3. 地方創生、人口減少対策に資するもの

- ・国際ビジネス機の受入れに係るCIQ業務の臨機応変な対応
- 医薬品製造販売等の地方承認権限の範囲拡大
- ・三大都市圏の一部に限り、保育所の居室面積に関する基準に係る規定を「標準」としている措置を平成31年度末まで5年間延長
- ・企業立地促進のための基本計画の同意に係る事前審査・事前協議の 原則廃止等
- ・水素ステーションの設置(都道府県知事の許可等)に係る規制改革

4. 委員会勧告方式が対象としていなかったもの

- (1)手挙げ方式による権限移譲
- ・消費者安全法に基づく事業者に対する報告徴収・立入調査等の対象 区域の拡大
- (2)政省令、通知等に基づく義務付け・枠付けの見直し
- ・介護認定審査会委員の任期の条例委任

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律(第5次地方分権一括法)の概要

内閣府地方分権改革推進室

平成27年6月19日成立 平成27年6月26日公布

第5次地方分権一括法

平成26年から新たに導入した「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行うもの。 [19法律を一括改正]

(参考)

- ・第1次地方分権一括法(H23.4成立) 義務付け・枠付けの見直し
- ・第2次地方分権一括法(H23.8成立) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第3次地方分権一括法(H25.6成立) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第4次地方分権一括法(H26.5成立) 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

地方分権改革に関する提案募集方式

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、 平成26年より、委員会勧告方式に替えて 「提案募集方式」を導入し、地方の発意に 根差した新たな取組を推進することとして いる。

主な改正内容

| 地方公共団体への事務・権限の移譲等

A 国から地方公共団体

- ・農地の総量確保のための仕組みの充 実及び農地転用許可の権限移譲等
- 医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡 の許可

B 都道府県から指定都市等

- ・指定都市立特別支援学校の設置等 に係る都道府県の認可
- ・火薬類の製造許可等

Ⅱ 義務付け・枠付けの見直し等

- 建築審査会委員の任期の条例委任
- ・農林業等活性化基盤整備計画を定める際の市町村から都道府県に対する 同意協議に係る同意の一部廃止
- ・保育所型認定こども園に係る認定の 有効期間の廃止

施行期日

- 直ちに施行できるもの → 公布の日
- ② 地方公共団体において条例制定や体制整備が必要なもの → **平成28年4月1日** 等

平成27年の地方からの提案等に係る主な対応

1. 基本的考え方

- 地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤。地方創生における極めて重要なテーマ
- 地方からの提案を受けて、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進

2. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成28年通常国会に提出することを基本
- 〇 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告

3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

○ 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置 を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施

4. 主な見直し事項(提案募集方式ならではの成果)

1. 地方創生、人口減少対策に資するもの

- ・空き家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明 確化
- ・病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化
- ・サービス付き高齢者向け住宅に係る計画策定権限等の市町 村への移譲
- 緑地面積率条例制定権限の町村への移譲
- 都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化
- ・地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の対象に学 校法人を追加

2. これまでの懸案が実現に至ったもの

- ・ハローワークの地方移管(雇用対策部会報告書を踏まえて対応)
- 診療所に係る病床設置許可権限等の指定都市への移譲
- ・水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の同意廃止

3. 地域の具体的事例に基づくもの

- ・小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に 係る水需要予測の簡素化
- ・施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和
- 災害時における放置車両の移動等に係る措置の拡大

4. 委員会勧告方式が対象としていなかったもの

・公営住宅の一部入居者(認知症患者等)に対する収入申告方法の 拡大 **1**

16

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律 の整備に関する法律(第6次地方分権一括法)の概要

内閣府地方分権改革推進室

平成28年5月13日成立 平成28年5月20日公布

第6次地方分権一括法

「提案募集方式」における地方公共団体からの提案等を踏まえた「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)に沿って、地方公共団体への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行う。

提案募集方式を活用した地方分権改革

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進

改正内容

【15法律を一括改正】

Ⅰ 地方公共団体への事務・権限の移譲等(11法律)

A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲

- ・食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督
- ・法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認

C 地方公共団体等への権限の付与

- ・港湾・漁港管理者による災害時の放置車両の移動等を可能に
- ・義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度 による情報連携の範囲拡大
- ・公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校 の設置を可能に

B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

- ・工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等
- 高齢者居住安定確保計画の策定

D 新たな雇用対策の仕組み

- ・地方版ハローワーク(HW)の創設
- ・地方公共団体が国のHWを活用する枠組みの創設

国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を、全国的かつ安定的な仕組みとして構築

Ⅱ 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し(4法律)

- ・地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加
- ・都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止
- ・国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し
- ・都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止

施行期日

- ① 直ちに施行できるもの → 公布の日 ② 地方公共団体への事務・権限の移譲を行うもの → 平成29年4月1日
- ③ ①、②に依り難い場合 → ①、②以外の個別に定める日

平成28年の地方からの提案等に係る主な対応

1. 地方創生 -地域資源の利活用-

- ・既存の住宅を寄宿舎に活用する場合、一定の要件を満たすことによる寄宿舎の階段基準の合理化
- ・空き家を活用して農林漁業体験民宿業を行う場合における旅 館業に関する規制緩和
- ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の 活用の促進
- ・都市公園に設置できる施設(児童館、地縁団体の会館施設) の明確化

2. 子ども・子育て支援 一地域の実情に応じた支援ー

- ・幼保連携型認定こども園の施設に関する基準の見直し(園庭、 遊戯室の設置基準)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限 の移譲(都道府県→指定都市)
- ・家庭的保育事業等の連携施設の確保に関する要件の明確化
- ・病児保育事業の職員配置要件に係る特例措置
- ・延長保育事業等と放課後児童クラブを合同で実施する場合の 特例措置
- ・子ども・子育て支援新制度における支給認定証の任意交付
- ・保育士の処遇改善に係る加算の認定権限の移譲(都道府県 →指定都市・中核市)

3. 一億総活躍社会 一高齢者・障害者支援一

- ・障害児・障害者支援事業者に係る権限移譲(都道府県→中核市)(指定都市は移譲済)
- ・「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の合 築可能な場合の明確化
- ·指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用可能な場合の明確化

4. 住民サービスの向上

- ・70歳から74歳の国民健康保険被保険者の高額療養費支給申 請手続の簡素化
- ・年金記録全般の相談に市町村における窓口装置を利用可能 であることの明確化
- ・マイナンバー制度による情報連携の項目追加・明確化(特別 支援学校への就学奨励事務等)

5. これまでの地方分権改革の取組強化等

- ・国定公園における大規模な工作物の新築等に係る国との協 議の廃止
- ・土地利用基本計画に係る国との協議の見直し
- ・都道府県の地域森林計画に係る国との協議の一部廃止
- ・農業災害補償法の規定により市町村が行う農業共済事業の 義務付けの緩和

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律 の整備に関する法律(第7次地方分権一括法)の概要

内閣府地方分権改革推進室

平成29年4月19日成立 平成29年4月26日公布

第7次地方分権一括法

「提案募集方式」に基づく地方からの提案について、「平成28年の地方からの 提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)を踏まえ、都道府 県から指定都市等への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付 け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

提案募集方式を活用した地方分権改革

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、 平成26年より「提案募集方式」を導入し、地 方の発意に根差した取組を推進

改正内容

【10法律を一括改正】

Ⅰ 都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲(4法律)

- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲等 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法)
- ・ 指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲 (児童福祉法)
- 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

Ⅱ 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等(6法律)

- ・地方公共団体が審査請求を不適法却下する場合における議会への諮問手続を事後報告に見直し(地方自治法)
- 農業共済事業を行う市町村等に対する家畜共済事業実施の義務付けの緩和等(農業災害補償法)
- ・ 都道府県による地域森林計画の一定の事項の変更等に係る国への協議を届出に見直し (森林法)
- ・ 都道府県による土地利用基本計画の策定・変更に係る国への協議を意見聴取に見直し (国土利用計画法)
- 特別支援学校への就学のための経費支弁事務におけるマイナンバー制度による情報連携の項目追加 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)
- 公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和等 (公営住宅法)

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → **公布の日**

(2) (1)に依り難い場合 → (1)以外の個別に定める日

平成29年の地方からの提案等に係る主な対応

1. 地方創生・まちづくり 一魅力ある地域の創造ー

【交通】

- ・地域公共交通に係る制度・運用の見直し(地域公共交通会議等の運営円滑化、タクシーによる貨客混載、実証運行期間の緩和等)
- ・駐車場出入口設置に係る規制緩和

【文化·観光】

- ・文化財保護を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長 部局への移管を可能とする規制緩和
- ・観光地等における安全な無人航空機利用の確保

【土地利用】

- ・所有者不明土地の利用の円滑化に関する検討等
- ・国定公園内の既存施設の業態変更の取扱いに関する検討
- 公拡法に基づく先買い土地で遊休化した土地の有効活用の促進

2. 人づくり・医療・福祉 -地域の実情に応じたサービスの提供-

【地域の創意工夫によるサービス充実・待機児童の解消】

- ・放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化に関する検討等
- 保育所等の面積基準の見直し
- 家庭的保育事業等の要件緩和(連携施設の要件緩和等)

【子育て支援サービス等の普及拡大】

- ・ファミリー・サポート・センター事業の実施要件の見直し
- 学校給食におけるコンビニ納付の実施
- ・奨学金「地方創生枠」の採用対象の拡大

【地域における医療・福祉サービスの充実】

- ・無床のへき地診療所における管理者の常勤要件緩和に関する 検討
- ・無料低額宿泊事業の届出制の見直しに関する検討

3. 安心・安全 - 災害時の被災地支援の拡充 -

【災害対策の強化】

- ・被災都道府県から応援要請のあった都道府県と区域内市区町村 が一体となって被災市区町村への支援を行うことの明確化
- ・地方公共団体等が災害ボランティアツアーを実施する場合における旅行業登録を不要とする見直し

【被災者支援の拡充】

- ・罹災証明制度の見直し
- ・災害援護資金の貸付利率に市区町村の裁量を認める見直し

4. 地方分権改革の取組強化等 -国・地方の役割分担-

【権限の移譲】

- ・原体を製造・輸入する毒物劇物製造業・輸入業登録等に係る事 務権限の移譲(国→都道府県)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の 移譲(都道府県→中核市)

【国への届出等に関する都道府県経由事務の廃止】

- 競輪に係る開催届
- ・不動産鑑定士試験の受験申込

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第8次地方分権一括法)の概要

内閣府地方分権改革推進室

(平成30年6月19日成立) (平成30年6月27日公布)

第8次地方分権一括法

「提案募集方式(※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入)」に基づく地方からの提案について、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容

【15法律を一括改正】(※2法律重複)

A 地方公共団体への事務・権限の移譲(3法律)

- ・ 毒物又は劇物の原体の事業者の登録等に係る事務・権限を国から都道府県へ移譲(毒物及び劇物取締法)
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲等 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律※、子ども・子育て支援法※)

B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等(14法律)

- ・ 被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができることを 明確化 (災害対策基本法)
- ・ 災害援護資金の貸付利率(現行3%)について、市町村が条例で設定できるよう見直し(災害用慰金の支給等に関する法律)
- ・ 幼保連携型認定こども園に係る居室床面積基準の標準特例(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律※)
- 保育所等の利用定員の設定·変更手続の見直し(子ども・子育て支援法※)
- 介護支援専門員(ケアマネジャー)の登録消除要件の見直し(介護保険法)
- ・ 准看護師試験について、都道府県から指定試験機関への事務委託を可能に(保健師助産師看護師法)
- マイナンバー制度による情報連携の項目追加等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等)
- 競輪開催に係る届出の都道府県経由を廃止(自転車競技法)
- 不動産鑑定士試験受験申込の都道府県経由を廃止(不動産の鑑定評価に関する法律)

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)に依り難い場合 → (1)以外の個別に定める日

平成30年の地方からの提案等に係る主な対応

1. 地方創生・まちづくり 一機動的かつ柔軟な地域づくり一

【観光·地域振興】

- ・公立博物館等について地方公共団体の選択により、教育委員会 から首長部局への移管を可能とする見直し
- ・搭乗型移動支援ロボット(セグウェイ等)の公道実証実験における 走行に必要な国際運転免許証等の免許区分の明確化

【土地利用】

- ・農地中間管理事業に係る制度の見直し
- 町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止
- ・公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付要件の見直し

【ICTの利活用】

- 電子マネーを利用した公金収納の取扱いの明確化
- ・高等学校におけるオンデマンド教材を使用した授業の実施要件 の明確化

【地域公共交通】

- ・鉄道事業者・一般乗合旅客自動車運送事業者に関する情報について地方公共団体に提供する仕組みの構築
- ・自家用有償旅客運送による少量貨物運送の手続・要件の見直し
- 市街化調整区域において区域運行事業等の用に供する施設を 設置する場合の手続の見直し

【災害対策】

- ・被災者の災害援護資金の借受け及び返済の円滑化
- ・災害援護資金の返済方法に係る被災者の選択肢の拡大

2. 子育で・医療・福祉 -地域の実情に合わせたサービス提供-

【地域のニーズや地域事情に合わせたサービスの多様化】

- ・放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し
- ・お盆・年末年始等における共同保育の実施
- •へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の見直し

【子育て支援の充実】

- ・児童養護施設等の児童指導員の資格要件に幼稚園教諭を追加
- 幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る経過措置規定の延長

【子育で・福祉サービス提供の円滑化】

- 育児休業等の延長に係る手続の見直し
- 介護認定に係る調査事務を委託する際の職員の資格要件の見直し

3. 地方分権改革の取組強化等 -国・地方の役割分担-

【権限の移譲等】

- ・療育手帳の交付決定権限の都道府県から児童相談所を設置している中核市への移譲
- ・経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険 等防止命令の都道府県への権限付与

【国への届出等に関する都道府県経由事務の廃止】

- ・建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止
- ・食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律 の整備に関する法律(第9次地方分権一括法)の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和元年5月31日成立 令和元年6月7日公布

■ 第 9 次地方分権一括法

「提案募集方式(※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入)」に基づく地方からの提案について、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定)を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容

【13法律を一括改正】

A 都道府県から中核市への事務・権限の移譲(1法律)

・ 介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲 (介護保険法)

B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等(12法律)

- ・ 幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例の延長 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)
- ・ 公立大学法人が、設立団体の長の認可を受けて、大学業務及び当該業務に附帯する業務に該当しない土地等を貸し付ける ことを可能に(地方独立行政法人法)
- ・ 公立社会教育施設(博物館、図書館、公民館等)について地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管する ことを可能に(社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律)
- 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直し (児童福祉法)
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が、一定数量の火薬類を都道府県公安委員会の許可なく譲り受けることを可能に (火薬類取締法)
- 都道府県建築士審査会の委員任期について、都道府県が条例で設定できるよう見直し(建築士法)
- 食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止 (健康増進法)
- 建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止 (建設業法)

施行期日

令和元年の地方からの提案等に係る主な対応

1. 地方創生・まちづくりー機動的かつ柔軟な地域づくりー

【土地利用】

- ・森林所有者に関する固定資産税情報の内部利用を可能とする見 直し
- ・町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止

【空家対策】

- 特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いの明確化
- ・所有者不明空家に対する財産管理人選任申立ての活用促進

【地域交通】

- ・乗用タクシーの営業区域の変更に係る協議手続きの明確化
- 乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大

【安心・安全な暮らしのための災害対策】

- ・災害に係る住家の被害認定における混構造住家の判定方法の明確化
- ・地方公共団体の災害時における支出方法の運用改善

【地域におけるイノベーション創出】

・試験研究を行う地方独立行政法人の業務の範囲への出資の追加

3. 地方分権改革の取組強化等 -国・地方の役割分担-

【権限の移譲】

- ・軌道法及び鉄道事業法に基づく事務・権限の都道府県から指定 都市への移譲
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に 基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲

【国への届出等に関する都道府県経由事務の廃止】

・不動産鑑定士の登録等に係る都道府県経由事務の廃止

2. 子育て・医療・福祉 -地域の実情に合わせたサービス提供-

【子育て支援の充実】

- ・里帰り出産等に際しての一時預かり事業の利用に係る条件の 明確化
- ・病児保育施設を整備する者の範囲に係る要件の緩和
- ・ 社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件の緩和

【地域のニーズや地域事情に合わせたサービスの提供】

- ・居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置延長
- ・へき地の公立病院が看護師等の派遣を受けることを可能とする 見直し

【子育で・福祉サービス提供の円滑化】

- ・特定地域型保育事業者に対する「確認」の効力の拡大
- ・介護機関に係る生活保護法と介護保険法の取扱いを連動する 見直し

4. 各種手続や行政サービスの効率化

【手続の効率化・円滑化】

- ・生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とする見直し
- ・医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づく届出のオンライン化

【マイナンバー】

・身体障害者手帳の再発行申請におけるマイナンバー記入の義務付けの廃止 24

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第10次地方分権一括法)の概要

内閣府地方分権改革推進室 令和2年6月3日成立 令和2年6月10日公布

第10次地方分権一括法

「提案募集方式(※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入)」に基づく地方からの提案について、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容

【10法律を一括改正】

A 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲(1改正事項(1法律))

・ 軌道経営者に対する運輸開始の認可等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲(軌道法)

B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等(12改正事項(9法律))

- ・ 地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直し (子ども・子育て支援法)
- ・ 地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者である と見込まれること」を追加 (公職選挙法)
- 公害審査委員候補者の委嘱期間について、1年を超え3年以下の期間で都道府県が条例で定めることを可能に (公害紛争処理法)
- 試験研究を行う地方独立行政法人が、成果活用事業者等への出資等を行うことを可能に(地方独立行政法人法)
- 地方独立行政法人が、本来業務及び附帯する業務に該当しない土地等の貸付けを行うことを可能に(地方独立行政法人法)
- 子育て短期支援事業において、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することを可能に(児童福祉法)
- 教育扶助(学校給食費等)を地方公共団体の長等に対して支払うことを可能に(生活保護法)
- みなし指定介護機関に係る指定の効力について、介護保険法に基づく指定の効力の停止に連動して停止する見直し (生活保護法)
- ・ 生活保護費返還金等に係る収納事務について、私人に委託することを可能に(生活保護法)
- 市町村が実施する森林の土地の所有者等に関する調査結果を林地台帳に反映する見直し(森林法)
- 町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止(都市計画法)
- 不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止(不動産の鑑定評価に関する法律)
- 施行期日
- (1) 直ちに施行できるもの → **公布の日**

(2) (1)に依り難い場合 → (1)**以外の個別に定める日**

令和2年の地方からの提案等に係る主な対応

1. 医療・福祉・子育て

【医療•福祉】

- ①国民健康保険資格の職権喪失処理に係る手続の見直し
- ②国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化
- ③乳がんの集団検診(マンモグラフィ)における医師の立会いを不要とする 見直し
- ④訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し
- ⑤指定難病等の医療費助成制度に係る所得区分の確認等の事務の見直 し
- ⑥障害者割引制度における市区町村の証明事務の見直し

【子育て支援】

- ⑦幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の取扱いの明確化
- ⑧幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付の月割りを可能とする 見直し

2. 農林水産業・まちづくり

【農林水産業】

- ①豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とする見直し
- ②農地利用最適化推進委員の定数に関する基準の見直し
- ③沿岸漁業改善資金について転貸融資及び機関保証を可能とする見直し

【まちづくり】

- ④史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化
- ⑤不動産等の保有予定にかかわらず地縁団体の認可を可能とする見直し

3. 地方分権改革の取組強化等 -国・地方の役割分担-

【権限の移譲】

①液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲

【国への申請等に関する都道府県経由事務の廃止】

- ②宅地建物取引業の免許等に係る都道府県経由事務の廃止
- ③不動産鑑定業の登録等に係る都道府県経由事務等の廃止
- ④ 一級建築士の免許等に係る都道府県経由事務の廃止等

【その他】

⑤法律等に基づく計画策定に係る事務の運用改善

4. デジタル化等による行政の効率化・利便性向上

【デジタル化による行政の効率化・円滑化】

- ①社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化
- ②高等学校等就学支援金の支給事務におけるマイナンバー情報 連携の対象の拡大

【地域における民間主体との連携】

- ③郵便局において取扱いが可能な地方公共団体の事務の拡大
- ④地方公共団体の歳入全般についてコンビニ収納を可能とする 見直し 26

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第11次地方分権一括法)の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和3年5月19日成立 令和3年5月26日公布

第11次地方分権一括法

「提案募集方式(※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入)」に基づく地方からの提案について、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)を踏まえ、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容

【9法律を一括改正】

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等(8改正事項(9法律))

- 地縁による団体について、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可を可能に(地方自治法)
- ・ 転出届及び印鑑登録の廃止申請の受付等の事務について、郵便局において取り扱わせることを可能に (地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律)
- 小規模多機能型居宅介護の利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「標準」に見直し(介護保険法)
- ・ 沿岸漁業改善資金について、転貸融資方式の導入及び漁業信用基金協会による債務保証を可能に (沿岸漁業改善資金助成法、中小漁業融資保証法)
- 一級建築士の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止(建築士法)
- ・ 宅地建物取引業の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止(宅地建物取引業法)
- 不動産鑑定業の登録申請等に係る都道府県経由事務等の廃止(不動産の鑑定評価に関する法律)
- 積立式宅地建物販売業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止(積立式宅地建物販売業法)

施行期日 (1) 直ちに施行できるもの → **公布の日**

1. 国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資するもの

① 農村地域産業導入基本計画における記載事項の簡素化

- ② 下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化
- ③ 土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し
- ④ 地籍調査事業計画の変更手続の廃止
- ⑤ 地方創生に係る各計画の内容の見直し、手続の合理化
- ⑥ 異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化
 - 地方版消費者基本計画/都道府県消費者教育推進計画等
 - 脱炭素社会実現に係る各計画
 - 島獣管理に係る各計画

- ⑦ 指定難病の受給者証への指定医療機関名の記載につき 包括的な記載を可能とする見直し
- ⑧ 障害者総合支援法に基づく居住地特例の対象に介護保 険施設等を追加する見直し
- ⑨ 国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要 とする見直し
- ⑩ 小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化
- ① 埋蔵文化財の試掘調査における農地の一時転用許可を 不要とする見直し
- ⑪ 地域公共交通に係る各協議会等の開催等の柔軟化

2. デジタル化等による効率化・利便性向上に資するもの

- ① 住民基本台帳ネットワークシステムの利用可能事務の拡大 (地籍調査、管理不全空家、水道法に基づく事務)
- ④ 医師法、歯科医師法及び薬剤師法に基づく届出のオンライン 化とそれに伴う都道府県経由事務の見直し
- ⑤ 障害児入所給付費の支給事務等におけるマイナンバー情報 連携の対象の拡大(療育手帳関係)

3. その他

- (f) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲
- ⑪ 認可地縁団体の合併に関する規定の新設等の見直し
- (18) 保育所等の居室面積基準に係る特例期限の延長
- (19) 農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件に係る例外措置の見直し
- ② 児童扶養手当の受給資格要件の明確化

■ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律 の整備に関する法律(令和4年法律第44号)(第12次地方分権一括法)の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和4年5月13日成立令和4年5月20日公布

基本的考え方

- ◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「提案募集方式」を 導入
- ◆ 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの
- ※ 対応方針(抜粋):「法律の改正により措置すべき事項については、 ※ 対応方針(抜粋):「法律の改正により措置すべき事項については、

所要の一括法案等を令和4年通常国会に提出することを基本とする。」

主な経緯等

平成25年

3月 地方分権改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)発足

平成26年

4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定 (以後、第5次~第11次 一括法成立)

令和3年

7月中旬 提案団体からのヒアリング

8月上旬 関係府省からの1次ヒアリング

10月中旬 関係府省からの2次ヒアリング

11月12日 地方分権改革有識者会議「令和3年の地方からの提案等

に関する対応方針案」了承

12月21日 地方分権改革推進本部において、「令和3年の 地方からの提案等に関する対応方針」決定

" 同方針を閣議決定

令和4年

3月4日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を

図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定

5月13日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を 図るための関係法律の整備に関する法律」可決・成立

5月20日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を

図るための関係法律の整備に関する法律」

(令和4年法律第44号)公布

法改正事項の概要

1. 国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資するもの

- ① 農村地域への産業の導入に関する基本計画の記載事項 の簡素化 (農村地域への産業の導入の促進等に関する法律)
- ② 流域別下水道整備総合計画の策定及び変更に係る国へ の協議を届出に見直し(下水道法)
- ③ 土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の 見直し(土地改良法)
- ④ 難病の患者等に交付する医療受給者証について、指定 医療機関の包括的な記載を可能とする見直し (難病の患者に 対する医療等に関する法律、児童福祉法)

2. デジタル化等による効率化・利便性向上に資するもの

- ⑤ 水道法、国土調査法及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し(住民基本台帳法)
- ⑥ オンラインによる医師、歯科医師、薬剤師の届出に係る 都道府県経由事務の廃止(医師法、歯科医師法、薬剤師法)

3. その他

- ⑦ 液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を 都道府県から指定都市へ移譲(液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律)
- ⑧ 応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする見直し (建築基準法)
- ⑨ 認可地縁団体について、合併及び書面等による決議を 可能とする見直し(地方自治法)

令和4年の地方からの提案等に係る主な対応

重点募集テーマに関するもの

計画策定等

- ① 公立大学法人における年度計画の作成及び年度 評価の廃止
- ② 地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の見直し
- ③ 日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針を柔軟に策定できることの明確化
- ④ 医療計画と関係計画を一体的に策定できることの 明確化
- ⑤ 空き家対策総合支援事業の実施に必要な計画の 整理及び記載内容の簡素化

デジタル

- ⑥ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の 拡大(所有者不明土地法、森林法等に基づく事務)
- ⑦ 戸籍情報連携システムの利用事務の拡大 (管理不全空家の所有者特定に関する事務)
- ⑧ 固定資産評価額等の市町村から都道府県への 通知方法の見直し
- ⑨ 国家資格等手続のオンライン化の対象資格拡大と オンライン手続時の都道府県経由事務の見直し
- ⑩ セーフティネット保証及び危機関連保証の認定に 係る事務手続のオンライン化等

その他の事項に関するもの

く災害対策>

- ⑪ 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とすること
- <行政手続の効率化等>
- ② 建築主事の任用に必要な建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し
- く医療・福祉>
- ③ 生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を省略可能とする見直し

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 5 年法律第58号)(第13次地方分権一括法)の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和5年6月13日成立 令和5年6月16日公布

基本的考え方

- ◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「提案募集方式」を 導入
- ◆ 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの
- ※ 対応方針(抜粋):「法律の改正により措置すべき事項については、

所要の一括法案等を令和5年通常国会に提出することを基本とする。」

主な経緯等

平成25年

3月 地方分権改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)発足

平成26年

4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定

(以後、第5次~第12次 一括法成立)

令和4年

7月中旬 提案団体からのヒアリング

8月上旬 関係府省からの1次ヒアリング

10月中旬 関係府省からの2次ヒアリング

11月11日 地方分権改革有識者会議「令和4年の地方からの提案等に関

する対応方針案」了承

12月20日 地方分権改革推進本部において、「令和4年の 地方からの提案等に関する対応方針」決定

" 同方針を閣議決定

令和5年

3月3日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を

図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定

6月13日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を 図るための関係法律の整備に関する法律」可決・成立

6月16日「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を

図るための関係法律の整備に関する法律」

(令和5年法律第58号)公布

法改正事項の概要

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等

- ① 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用可能に
- ② 市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務規定を「できる」規定に見直し (交通安全対策基本法)
- ③ 指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る 都道府県への事前協議を事前通知に見直し (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)
- ④ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、 森林法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(他5法律*) に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステム の利用を可能に
 - ※不動産登記法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、 農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律及び森林経営管理法

(住民基本台帳法)

⑤ 公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、廃止(中期計画に適正な業務運営のための指標を追加)

(地方独立行政法人法)

⑥ 戸籍証明書等の広域交付について、公用請求を行う市町 村による利用を可能に

(戸籍法)

⑦ 建築確認等を行う建築主事等について、資格者検定の受検時に必要な実務経験を登録までに習得すれば良いこととするとともに、小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う建築副主事等として、資格者検定に合格した二級建築士等で一定の実務経験を習得した者からの任命を可能に

(建築基準法)

分野横断的な 対応の状況

農地転用許可に係る権限移譲等について(概要)

※第5次地方分権一括法(平成27年法律第50号)による改正

農地の総量確保のための仕組みの充実

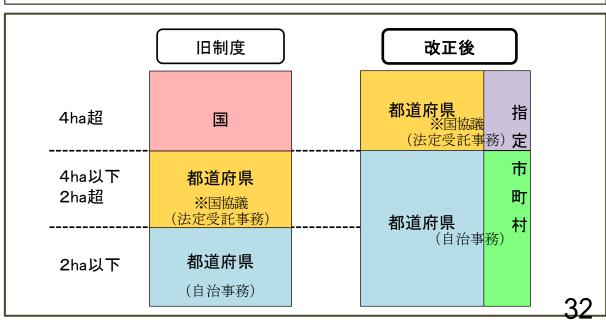
(H27. 6. 26施行) 農業振興地域の整備に関する法律

- 〇国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効 性のある目標管理の仕組みを構築
 - ・地域における農地の実情を反映(市町村の参画) →市町村の意見聴取手続の創設 など
- ○上記のほか、「H26対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、国と地方の十分な議論を担保するため、国・都道府県・市町村の協議の場※を設定することなどを盛り込み
- ※H27.11.5、R2.10.20開催

基本指針(H27.12.24公表、R2.12.8改正) 玉 目標面積等の基本的な方向 都道府県の目標面積設定基準 国·都道府県· 意見聴取/意見 市町村の代表者による (国の目標面積案) 協議の場の設定 (都道府県設定基準案) 都道 基本方針 目標面積等に関する事項 府県 意見聴取/意見 (国の目標面積案) (都道府県設定基準案) 市町村 [青字は、H27改正内容を記載]

農地転用許可の権限移譲等 (H28.4.1施行) 農地法

- 〇農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等
- ・2~4haの農地転用に係る国協議は廃止
- ・ 4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、都道府県 (下記の指定市町村にあっては、当該指定市町村)に移譲
- ・農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況 を考慮して**農林水産大臣が指定する市町村**※に都道府県と同様の権限を移譲
- ※指定基準(関係政令をH27.12.24に、関係省令をH28.1.28に改正) ⇒ 以下3点を基本
 - ①優良農地を確保する目標を定めること
 - ②農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること
 - ③農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること
- ○上記のほか、「H26対応方針」において、権限移譲に当たり、事例集の作成など制度 の適正な運用に資する支援を行うことなどを盛り込み



分野横断的な 対応の状況

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における 都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲

現

行

見

直

後

液石法(注1)

〇液石法は、高圧ガス保安法から液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分を抜き出した特別法だが、液石法は 都道府県、高圧ガス保安法は指定都市が許可等を行う。



支障

- ○液化石油ガス事業者が、例えば、<u>民生用(液石法)と工業用</u> (高圧法)の両方の事業を実施する場合は、液石法及び高圧ガ ス保安法双方の手続きが必要であり、
- ①都道府県と指定都市間で当該申請等の受付状況について 情報共有を図る必要があるほか、事故対応の際に、都度 調整を要するなど事務負担となっている。
- ②両法の許可を受ける事業者は、<u>都道府県及び指定都市の</u> 双方に申請しなければならず、利便性を欠く。



○液石法に基づく都道府県の事務・権限について、 指定都市に移譲する。

· · · ·		
法令	主な手続き	権限者
高圧ガス 保安法	・製造の許可、貯蔵の許可 ・販売事業者の届出 ・事故届	指定都市の長
液石法	・販売事業者の登録・保安機関の認定・貯蔵施設及び特定供給設備の設置許可等・充てん設備の許可、検査等・立入検査等	都道府県知事 指定都市の長 (注2)

効果

- ②両法に基づく許可等の申請窓口が一本化される ことにより、<u>事業者の利便性向上</u>が図られる。



- (注1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)
- (注2) 二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合は経済産業大臣の登録等が必要。

分野横断的な 対応の状況

新たな雇用対策の仕組み(職業安定法、雇用対策法)

※第6次地方分権一括法(平成28年法律第47号)による改正

地方

〇 各種住民相談 (女性·若者·生活困窮者支援

○ 企業誘致·支援



国のHW

職業紹介

※ 必ずしも便利な場所に 立地していない



事例① 子育てが一段落した A さんの場合

Aさんは、市の女性センターに社会参加を相談する中で、再就職を考え るようになった。

しかし、職業紹介は、遠く離れた国のHWに出向き、改めて再就職の動 機から説明する必要。

事例② 県内に工場新設を検討しているB社の場合

B社は、県に財政支援や用地の分譲を相談。

しかし、人材の紹介は、国のHWに相談しなければならず、別々の窓口 に足を運ぶ必要。

別々に実施

求職者 · 求人企業

地方版HWの創設

- 国と同列の公的な立場で職業紹介(国の監督の廃止)
- 国の全国求人・求職情報をオンラインで活用
- 雇用保険の事務手続を実施
- 〇 住民相談・企業支援と一体となった職業紹介を展開

地方が国のHWを活用

〇 地方の産業政策と連携した雇用対策を国に要請



法律に基づいた安定的な仕組みとして全国展開



自宅に近い女性センターで、自分に合った社会参加(再就職) を決められた上に、職業紹介もしてもらい、いい職場に再就職!



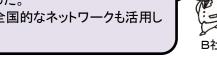
身近な場所でワンストップサービスを実現

事例② 県が地方版HWを設置

知事から国に県の産業政策と連動した人材確保を要請

県が財政支援等だけでなく、人材紹介も含め、総合的に支援する 体制を整えているので、工場新設を決めた。

県独自の紹介に加えて、国のHWの全国的なネットワークも活用し て紹介してもらえた!



В社

Aさん

産業政策と一体化した雇用政策を展開



利 便性 向

利

用 者

分野横断的な 対応の状況

放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、 うべき基準から参酌すべき基準に見直し

改 IE 前

○放課後児童クラブの従業者 (=放課後児童支援員)の資格と員数を 「従うべき基準」として規定

大都市でも過疎地でも全国一律で、 必ず国の基準に合わせなければならない

資格	保育士、社会福祉士等の基礎資格 + 一定の研修受講
員数	支援の単位(おおむね40人以下)ごとに 2人以上



地方では人材確保が難しい 放課後児童クラブの増設ができない

待機児童の増加、 放課後の子どもの居場所がない

資格

〇子育て経験が豊富な方も、 省令基準に該当し、都道府 県知事の実施する研修を 受講しなければ支援員に なることができない

待機児童数の推移

平成25年 平成29年 8,698人 17.170人

員数

〇利用児童数が多い場 合でも少ない場合でも、 一律に支援員等を 2人以上配置する必要

見直し

改 正 後 2020 施行

年

月

日

地方の創意工夫を活かすために 「従うべき基準」を参酌化

国の基準を十分参照した上、 地域の実情に合った基準を定められる





- 〇省令基準には該当しないも のの、市町村長が適当と認 めた方が支援員になること ができる
- 〇必要な研修の内容や実施 主体について、都道府県と 市町村が連携して、柔軟に 定めることができる

〇利用児童の数や開設 場所など、地域におけ るクラブの運営状況に 応じて、必要な人員の 体制を市町村自らが定 めることができる

市町村の責任において質を担保することを前提に 地域の実情に応じた運営の工夫ができる

保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の延長

現 行

- ○保育所等の居室面積基準は「従うべき基準」に 基づき、条例により定めなければならない。
- ○令和5年3月31日までの間、 「従うべき基準」を「標準」として、国の基準とは 異なる基準を定められる特例※が設けられている。
- ※前々年4月1日時点の待機児童数が100人以上等の 条件を満たし、主務大臣に指定された地域が対象
- ※現在、本特例を活用しているのは大阪市のみ。 市において基準緩和の必要があるとされた保育所等について、 従うべき基準「ほふく室3.3㎡以上、保育室1.98㎡以上」を、 、特例で、いずれも「1.65㎡以上」としている。

支障

特例が令和5年3月31日で廃止された場合

- ・現在入所している児童の退所
- ・新規の入所を制限



待機児童の急増が懸念

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令改正

見直し後

特例期限を令和5年3月31日から **令和7年3月31日**まで延長



<u>効果</u>

特例を活用しながら待機児童解消を目指す地方公共団体において継続した取組が可能



待機児童解消の促進に寄与

公立大学法人における年度計画の作成及び年度評価の廃止

現行

見

直

後

○公立大学法人においては、<u>以下の事項</u> が毎年度義務付けられている

- •年度計画の作成
- ・業務実績報告書を作成し、評価委員会 の**年度評価**を受ける ^{設立団体の長} の附属機関
- ※<u>国立大学法人</u>においては、 年度計画、年度評価ともに令和4年4月に廃止

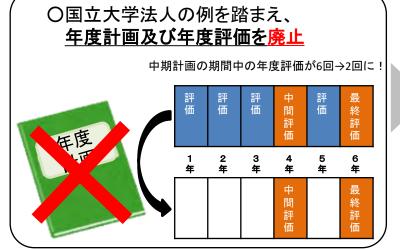
<u>支障</u>

- ○公立大学法人:中期計画(6年)があるにも かかわらず毎年の策定は負担
- 〇地方公共団体(設立団体): 年度評価に係る事務負担が大きい



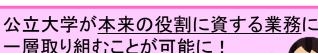
教育の質の向上や地域貢献に 十分に取り組めていない





効果

○<u>地域における高等教育機会の提供</u>や、 <u>地域社会での知的・文化的拠点</u>として の業務を行うことができる



見

す

マイナンバー法

地方公共団体が行う障害児入所給付費の支給事務等の処理において、<u>療育手帳関係情報は、マイナンバー制度による情報連携の対象ではない</u>。

※身体障害者手帳・精神保健福祉手帳情報についてはマイナンバー情報連携の対象。

支障

- ▶ 申請の際に療育手帳の提出が必要 (身体障害者手帳・精神保健福祉手帳の場合は不要)
- → 申請者や地方公共団体の<u>負担</u>に







ァイナンバー制度による情報連携の対象に 療育手帳関係情報を追加



<u>効果</u>

- ▶ <u>療育手帳</u>の提出が<u>不要</u>に
- →申請者や地方公共団体の負担軽減







空き家対策総合支援事業の実施に必要な計画の整理及び記載内容の簡素化

現仁

空き家対策総合支援事業(補助事業)

空き家の除却や活用等に取り組む市区町村を支援。 補助事業の実施にあたっては、以下の2つの計画の策定が必要。

- ○空家等対策計画・・・市区町村の空家等に関する対策を 総合的かつ計画的に実施するために定める法定の計画
- ○空き家対策総合実施計画・・・事業の内容や期間など の詳細を定める計画。補助要綱(住宅市街地総合整備事業 制度要綱)に基づき、「空家等対策計画」と整合をとる必要
- ※「空家等対策計画」の策定は、空家等 対策の推進に関する特別措置法(平成 26年法律第127号)第6条にて、市区町 村において任意とされている。



支障

- ○「空家等対策計画」と「空き家対策総合実施計画」の2つの計画策定により、市区町村に多大 な事務負担が生じている
- 両計画には対象地区や空き家対策に関する基本的方針 などの<u>記載内容が重複</u>する部分があり、<u>事務の非効率</u>が 発生している



補助要綱(住宅市街地総合整備事業制度要綱)を改正

見直し

後

- ○「<u>空家等対策計画」に記載すべき事項を包含した</u> 「<u>空き家対策総合実施計画」の策定</u>により「空家 等対策計画」を別途策定せずとも、補助事業の 実施が可能
- 市区町村の意向により両計画の策定を継続する場合においても、 重複箇所の記載を不要化する等の簡素化を実施



空き家対策 総合実施計画



空き家対策 総合実施計画 空家等対策計画

<u>効果</u>

〇計画策定に関する<u>事務負担が軽減</u>され、<u>管理</u> 不全空家の解消や発生抑制のための具体的な 取組に注力</u>することが可能に



提案のすそ野拡大に向けた取組

〇提案のすそ野拡大を図るため、地方公共団体・住民等に向けた研修の実施、大学講師派遣、住民参加ワークショップ等を展開するとともに、ハンドブック、取組・成果事例集、提案募集方式に関する動画・講座等の支援ツールを作成し、継続的な情報発信を行っている。加えて、毎年全国7ブロックごとに説明会を実施し、地方公共団体等の分権担当者や事業担当者向けに、提案募集方式の制度概要等の周知を行っている。





令和5年版ハンドブック

地方公共団体・住民等向けの研修等の展開

①研修(座学)

- 地方分権改革 の必要性や提 案募集方式の 活用方法等に ついて、座学学 習を行う。
- 時間や内容は オーダーメイド で対応する。 (30分~1.5時 間が目安)

②研修(座学+グループワーク)

- ・座学後、<u>専門</u> <u>分野が近い受</u> <u>講者に分かれ、</u> <u>グループワー</u> <u>ク</u>を行う。
- 普段の業務から支障事例を発見し、提案化する体験ができる。

③大学講師派遣(ワークショップ)

地域の課題解決 の手法の一つと して、提案募集 方式の活用を考 えるワークショッ プや、提案募集 方式を学べる講 義を受講できる。

④住民参加 ワークショップ

- 地方公共団体 の職員と地域 住民が一体と なり、地域の 課題の解決を 考えるワーク ショップを行う。
- 住民の意見を 国の制度改正 に反映することができる。

支援ツールの充実

〇地方分権改革・提案募集方式ハンドブック

- ・提案の検討方法や支障事例の考え方等、地方が求める実践的な ノウハウを幅広く掲載。
 - M29、30、31、R2、R3、R4、R5年版を発行

成果事例集Vol.3

〇地方分権改革·提案募集方式 取組·成果事例集 Vol.1~3

・提案募集方式を活用し、国の制度改正等が実現した地方公共団体の取組と住民サービス向上等の成果を多数取りまとめ。 Vol.1:H30発行、Vol.2:R2発行、Vol.3:R4発行

〇政府インターネットテレビ、学習動画、成果事例動画

・提案募集方式による住民サービス向上の事例の取材映像を交えながら、分かりやすく同方式を紹介。

政府インターネットテレビ: H30公開、学習動画: R2公開、 成果事例動画: 5本 HPにて公開中

〇地方分権改革e─ラーニング講座

・地方分権改革の歴史や提案募集方式を、いつでも、誰でも学ぶことができる。有識者が分かりやすく解説(H30.2~R5.10)。

受講人数:1,732名 修了者数:262名

名0

地方で活躍する職員等のネットワーク化

○ 平成26年の「地方分権改革の総括と展望」において、「地方で活躍する職員等をネットワーク化すること」を 通じ、「改革の推進力」にするとの方針を受け、地方分権改革の旗振り役として積極的に取り組む方々を「地 方分権改革の旗手」として登録いただき、当室と旗手及び旗手同士のアイデア・情報を共有。 年2回ほどの旗手会議による交流を図っており、約200名の方が登録済み(R5.9現在)。

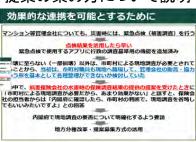
【旗手会議の概要】

- ・旗手の参考となるような他の団体の事例紹介や、旗手同士で意見交換する交流の場として開催。
- 対面・オンライン両方で開催。

令和5年度第1回旗手会議

○地方分権改革推進室からの説明と事例紹介

提案の集め方について説明や自治体の取組事例の紹介を動画配信。





【北広島市の取組事例の紹介】

○旗手交流会(60分間)8グループで意見交換を実施

【テーマ】

- ① 提案の掘り起こしの方法、提案の集め方について
- ② 組織内における提案募集方式の周知方法や提案募集のプロセスについて

【地方自治体での旗手の活動の例】

兵庫県

旗手が汗をかき、支障事例を掘り起こし

旗手自らが、国への政策提案、議会や関係団体からの要望書や、新聞報道された行政課題等の中から提案募集 方式で解決できる可能性がある案件をピックアップし、所 管部署に情報共有している。

茅ヶ崎市

全職員対象のアンケートを実施し、 支障事例を掘り起こし

職員全員にアンケート調査を行い、日頃の業務を通じて感じる国の定めた制度等に関する事務の不合理・疑問点等を収集することで、支障事例の掘り起こしを行っている。

その際、現在の業務だけではなく、過去に担当していた 業務も対象とすることで、個々の職員の業務経験を生 かしてアイデアが集まるように工夫している。

地方分権改革推進アワードについて

【趣旨•目的】

地方分権改革・提案募集方式の活用をより一層推進するため、令和2年度から毎年、他の 団体の模範となる提案を行った団体を表彰し、地方の発意に基づいた地方分権改革の推 進に資することを目的として実施。

顕著な功労があった地方公共団体を表彰し、HPやSNS等で広く周知することで、様々な 地方公共団体からより多くの提案が生み出される効果が見込まれる。

【表彰の対象】

地方分権の推進に資する他の模範となる提案を行っ た地方公共団体等

【表彰数】

年1回、3団体程度

【受賞団体】

国民健康保険における高額療養費支給 申請手続の簡素化に関する提案

とべちょう 砥部町 (愛媛県) 国民健康保険における高額療養費について、 市区町村が条例等で別段の定めをすることで、 70歳未満の被保険者の申請手続を簡素化し、 市区町村への月毎の申請を不要にすることを 可能とした。

都道府県が管理する国有農地の貸付け 等に係る下限面積要件の廃止に関する提 案

経営する農地面積にかかわらず、都道府県が 千葉県 管理する国有農地について、農業利用目的で の貸付け又は売払いを可能とした。

> 豚熱ワクチン接種について民間獣医師に よる実施を可能とする見直しに関する提

長野県

豚熱のワクチン接種について、家畜防疫員に 加え、都道府県知事が認定する民間獣医師に よるワクチン接種(原則初回接種を除く)を可能 とした。

R3

郵便局において取扱いが可能な地方公共 団体の事務の範囲の拡大に関する提案

やすおかむら 泰阜村 (長野県)

転出届の受付、転出証明書の引渡し及び印鑑 登録の廃止申請の受付等の事務について、郵 便局への委託を可能とした。

国民健康保険等における一部負担金の負 担割の軽減に係る申請を不要とする見直 しに関する提案

(愛知県)

春日井市 70歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療 の被保険者の一部負担金の負担割合の軽減に 係る申請について、市区町村で保有する被保 険者等の収入情報により判定が可能である場 合は、申請不要とすることを可能とした。

> へき地の医療機関へ看護師等の派遣を可 能とする規制緩和に関する提案

徳島県

看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び 診療放射線技師をへき地の医療機関へ派遣す ることを可能とした。

R4

指定難病患者が特定医療を受けることができる 指定医療機関等の指定の廃止

茨城県

指定難病患者が医療受給者証に記載された医療機関 以外を利用する場合は、その都度、都道府県への記載 変更申請が必要だったが、包括的な記載により記載変 更申請を不要にすることが可能であることを明確にした。

八王子市 (東京都)

応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする 見直し

最長2年3か月とされていた応急仮設建築物の存続期 間について、一定の場合には、特定行政庁が1年ごと に延長することを可能とした。

津久見市 (大分県)

薬剤師法に基づく調剤制限等の規制緩和

離島等の診療所において、荒天等で医師が不在となっ ている場合などに、オンライン診療でも薬剤の交付を可 能とした。

公簿等により生活保護の開始を確認した際の 国民健康保険の資格喪失に係る本人届出の 省略を可能とすること

とべちょう 砥部町 (愛媛県)

国民健康保険の被保険者が生活保護受給者となる場 合、世帯主から市区町村に、国民健康保険の資格喪 失に係る届出が義務付けられていたが、生活保護部局 からの通知等により生活保護の受給開始を確認できる 場合には、市区町村の判断で、世帯主による届出を省 略可能とした。

計画策定等に係る主な経緯等

主な経緯

平成21年10月 地方分権改革推進委員会第3次勧告

> ※ 勧告に基づき、第1次及び第2次地方分権一括法で計画 策定等に係る義務付けの見直しを実施

令和2年10月 全国知事会・地方分権推進特別委員会報告

令和3年2月 地方分権改革有識者会議において令和3年の提案募集に関し、 計画策定等を「重点募集テーマ」として設定

令和3年11月 地方分権改革有識者会議において「計画策定等に関する ワーキンググループ | 開催を決定

令和3年12月 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(閣議決定) 『地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を 求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、 地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き 行う。』(抜粋)

令和4年2月 地方分権改革有識者会議において「計画策定等における 地方分権改革の推進に向けてしを了承 計画策定等を引き続き「重点募集テーマ」として設定

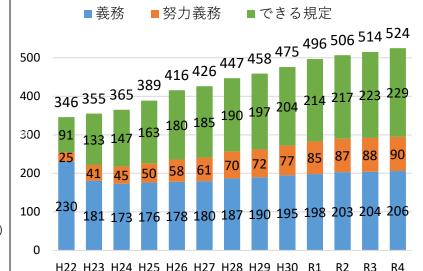
「経済財政運営と改革の基本方針2022」(閣議決定) 令和4年6月

令和 4 年12月 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」 (閣議決定) 『国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政の進め方を 示したナビゲーション・ガイドの作成を行う。』(抜粋)

令和5年3月 全国知事会、全国市長会、全国町村会の共同声明 ※ ナビゲーション・ガイド作成など継続的な見直しに向け た環境整備を評価

「経済財政運営と改革の基本方針2023」(閣議決定) 令和5年6月

計画策定に関する条項数の推移



計画策定等に関する地方公共団体の事務負担

新たに計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけは、 いわば「逆三角形の構造」で現場の負担を増すこととなっている



出典:令和4年2月「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて45

計画策定等に係る政府の方針等

○第3次勧告~自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ~ (平成21年10月7日 地方分権改革推進委員会) (抄) はじめに

本勧告においては、その第1章で、第2次勧告において、メルクマールに該当せず見直しを行うべきとされた義務付け・枠付けに係る条項のうち、特に問題があるとした事項である、(a)施設・公物設置管理の基準、(b)協議、同意、許可・認可・承認、(c)計画等の策定及びその手続(以下「3つの重点事項」という。)について具体的に講ずべき措置の方針を整理した上で、3つの重点事項の個別条項について具体的に講ずべき措置を提示した。また、3つの重点事項以外の見直し対象条項についても、第2次勧告に基づき具体的に見直し措置を講ずべきことを提言することとした。

- ○地方分権改革の推進に向けた研究会報告書 (令和2年10月 全国知事会・地方分権推進特別委員会) (抄) □ 具体的方向
- 2 計画策定に関する規定の見直し
 - (2)目指すべき方向

並方自治体による施策の実行が計画的に行われるべきことは当然であるが、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、<u>国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方自治体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能である</u>と考えられるため、<u>具体的な実行手法は地方に委ねる</u>よう、法令や政策実施の方法などの見直しを求めていくことが必要である

- ○経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太方針2022) (令和4年6月7日閣議決定) (抄)
- 第4章 中長期の経済財政運営
 - 4. 国と地方の新たな役割分担等

国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。

- ○経済財政運営と改革の基本方針2023 (骨太方針2023) (令和5年6月16日閣議決定) (抄)
- 第4章 中長期の経済財政運営
 - 4. 国と地方の新たな役割分担等

国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進するため、各府省は、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、 計画以外の形式を検討する。その上で、計画によらざるを得ないと考える場合には、あらかじめ地方六団体に説明を行い、 理解を得るよう努めることとする。既存計画については、統廃合や事務負担の軽減を行うとともに、毎年、見直しの進捗 状況を公表する。内閣府は、各府省の六団体への説明に先立ち、各府省からの事前相談に応じ必要な支援を行う。進捗状 況や新たに生じる課題を踏まえ、各府省に必要な対応を促す。

「計画策定等における地方分権改革の推進について 〜効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド〜」 のポイント

趣旨

- ・計画策定等に係る「骨太の方針2022」の基本原則に沿った対 応となるよう**策定**
- ・各府省の制度の検討等に当たっての効率的・効果的な計画行 政の進め方を示したもの 地方での活用も期待

制度の検討に当たっての進め方

国と地方の適切な役割分担・デジタル技術の活用

事務の処理主体の検討

国(地方行政機関含む。)か、地方公共団体か?

形式等の制度の検討

- ・将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形 式は、地方公共団体の判断に委ねることを原則
- 計画等の形式を検討する場合、

計画等に係る体系の明示・・計画間の重複回避、統廃合検討

国・地方 基本計画 分野計画 実施計画

- ・地方公共団体に対して、計画等の策定を求めようとする場合
 - 代替案との比較結果
 - ▶ 計画策定等に係る負担の見込み等

理由を説明

早期に、内閣府への事前相談・地方六団体への情報提供

計画行政の在り方

【計画等の策定について】

原則:将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形 式は、地方公共団体の判断に委ねる

形式を法律で規定せざるを得ない場合:計画等以外の形式の検討

(例) 国が数量を把握する目的⇒データ共有 私人等に対する認定等の判断基準⇒基準、行政手続法上の基準

国の事業検討のための資料⇒需要調査

計画等の形式によらざるを得ない場合

制度的な検討事項

- ① 策定は「できる規定」を優先的に検討
- ② 既存計画等の統廃合、既存計画等への内容追加を検討
- ③ 一体的な策定、上位計画への統合が可能である旨の規定化を検討

2 現場サイドでの対応に関する事項

地方公共団体での計画体系の最適化を可能とする

- ① 一体的な策定、上位計画への統合が可能なものを明確化
- ② 地方公共団体の総合計画等に、計画等の全部・一部の内容を記載で きるものを明確化
- ③ ①、②に馴染まない、個別の計画等の策定が望ましいものを明確化 ※①~③が明確化されていないものは、地方公共団体の判断に委ねる

【計画策定等に係る事務負担について】

各府省での対応:国・地方の職員の負担を適正化

- ▶ 地方公共団体の負担の適正化。技術的支援の拡充
- ▶ 国の職員の負担(マニュアル、ツールの作成等)も適正化
- 計画等の内容・策定手続は地方公共団体の判断に委ねる
- ▶ 電子ファイルでの策定、電子的な国への送付等を可能とする

計画行政の推進に当たっての重要事項 \mathbf{III}

- ・通知等によるものについて、技術的助言の趣旨のものはその旨明示
- ・既存の計画等についても、計画期間の終了等定期に在り方を見直し45

地方分権改革シンポジウムの概要

地方分権改革シンポジウムは、「地方分権改革の総括と展望」(平成26年6月)において、広く国民に改革の成果を実感してもらう情報発信の一環として位置づけられ、内閣府地方分権改革推進室の主催により、平成26年度から開催。

【近年のシンポジウムにおける主な内容】

- ▶ 主催者(担当大臣)による挨拶
- ▶ 有識者による講演
- ▶ 提案募集方式による成果事例の紹介
- ▶ 地方公共団体による取組事例の紹介
- ▶ 地方分権改革推進アワードの表彰及び表彰事例の紹介
- ▶ パネルディスカッション 等
- 当初は大規模な会場で開催されていたものの、令和2年度 以降は新型コロナウイルス感染症による影響もあり、オン ラインで開催。
- 近年の参加者数は250名程度で推移しており、そのうち約 7割が地方公共団体等の職員。

【 令和4年度のリーフレット 】



地方分権改革シンポジウムの開催実績

名 称 個性を活かし自立した 地方創生において地方分権 地域の未認 の果たす役割と今後の展望 にするため の果たす役割と今後の展望 にするため の果たす役割と今後の展望 にするため の果たす役割と今後の展望 にするため で	変わる 9年3月23日 (木) 平成30年3月19日 (月東京都 東京都 山本幸三府特命担当大臣 (株山弘志 内閣府特命担当大臣) (講演]
地方をつくる	変わる 9年3月23日 (木) 平成30年3月19日 (月東京都 東京都 山本幸三府特命担当大臣 (株山弘志 内閣府特命担当大臣) (講演]
会場 東京都 京都府 安倍晋三 内閣総理大臣 福岡資麿 内閣府副大臣 新藤義孝 内閣府特命担当大臣 内閣府副大臣 (講演) 高橋滋 一橋大学大学院 法学研究科教授 「地方分権改革20年の総括と今後の展望」 高橋滋 一橋大学大学院 法学研究科教授 「地方創生と地方分権 ~背景と課題~」 「地域地方分 地方分 地方分 で背景と課題~」 【取組事例紹介】 栃木県 広島市 長島町(鹿児島県) 【取組事例紹介】 京都府 多久市(佐賀県) 【取組事例 平都記 (一名 研究所	東京都 東京都 東京都 (代議)河内隆 内閣府事務次官 (梶山弘志 内閣府特命担当大臣)
安倍晋三 内閣総理大臣 新藤義孝 内閣府特命担当大臣 【講演】 神野直彦 東京大学名誉教授 「地方分権改革20年の総括と今後の展望」 【取組事例紹介】 栃木県 広島市 長島町(鹿児島県) 「安倍晋三 内閣府 満満 神野直彦 東京大学院 法学研究科教授 「地方創生と地方分権 ~背景と課題~」 【取組事例紹介】 京都府 多久市(佐賀県) 【取組事の	(代議)河内隆 内閣府事務次官 府特命担当大臣 (梶山弘志 内閣府特命担当大臣)
大学 地域 (中国の では では では では では できます できます できます できます できます できます できます できます	山本幸三 府特命担当大臣 (梶山弘志 内閣府特命担当大臣)
新藤義孝 内閣府特命担当大臣 【講 演】 神野直彦 東京大学名誉教授 「地方分権改革20年の総括と今後の展望」 【取組事例紹介】 栃木県 広島市 長島町(鹿児島県)	(梶山弘志) 内閣府特命担当大臣)
神野直彦 東京大学名誉教授 「地方分権改革20年の 総括と今後の展望」 【取組事例紹介】 栃木県 広島市 長島町(鹿児島県)	
【パネルディスカッション】 ○テーマ 新たなステージを 迎える地方分権改革の 地方分権改革 「地方創生における で子とも	で学名誉教授 域の未来を創る が権改革」 「地方分権のめざす未 「極解介」 下宮市 ・社)日本事業構想 に所 「地方の声で国の制度」 が変わる提案募集方式

国と地方の協議の場に関する法律の概要

概要

① 構成・運営

• 議員

国 : 内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、

内閣総理大臣が指定する国務大臣

《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》 地方: 地方六団体代表(各1人)《副議長を互選》

臨時の議員

議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長

・内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

② 協議の対象

次に掲げる事項のうち重要なもの

- ・国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ・地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ・経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼす と考えられるもの

<u>③ 招集等</u>

- 内閣総理大臣が招集(毎年度一定回数。臨時招集も可)
- ・議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

④ 分科会

分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

⑤ 国会への報告

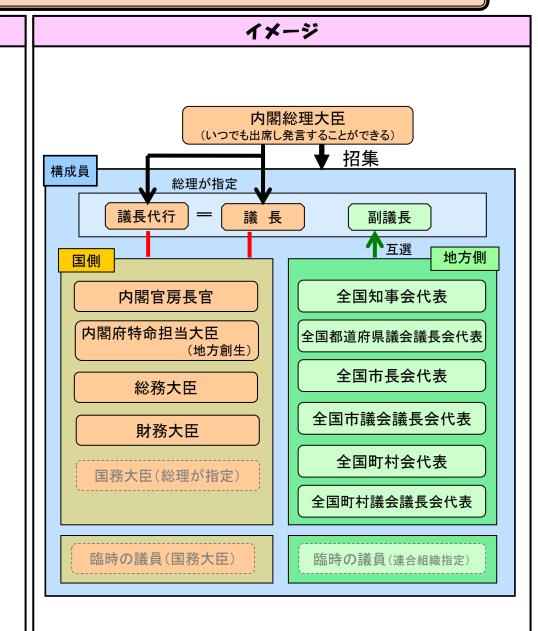
議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告 書を作成し、国会に提出

⑥ 協議結果の尊重

協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を 尊重しなければならない

⑦ 施行期日

公布の日(平成23年5月2日)



国と地方の協議の場の概要

開催時期

	主な開催時期	直近の議題
第1回	5月~6月	骨太方針等
第2回	10月	デジタル行財政改革・地方分権改革等
第3回	12月	予算編成•地方財政対策等

※ 上記議題のほか、「新型コロナウイルス感染症対策」(令和2年度第1回~令和4年度第3回)、 「こども・子育て政策」(令和5年度第1回~令和5年度第2回)及び「マイナンバー総点検」 (令和5年度第2回)を、それぞれ議題に追加。

員 構 成

<[国	則	>
----	---	---	---

議 長 松野 博一 内閣官房長官

議長代行 鈴木 淳司 総務大臣

議 自見はなこ 内閣府特命担当大臣 員

(地方創生)

鈴木 俊一 財務大臣

<地方側>

議

むらい よしひろ 副議長

員

村井 嘉浩

やまもと とおる

山本 徹

全国都道府県議会議長会会長

(富山県議会議長)

全国知事会会長 (宮城県知事)

ひできよ 立谷 秀清

全国市長会会長 (福島県相馬市長)

やすなが ぼう 坊 恭寿

全国市議会議長会会長

(神戸市議会議長)

よしだ たかゆき 吉田 隆行

全国町村会会長 (広島県坂町長)

わたべ たかき 渡部 孝樹

全国町村議会議長会会長

(北海道厚真町議会議長)

【令和5年11月16日時点】

地方分権改革・提案募集方式により実現された 制度改正等の活用状況に係る調査(活用状況調査)

▶ 調査概要

- ・ 提案募集方式により改正等された制度(以下「改革成果」)の<u>各地方公共団体における</u> 活用状況を定量的に把握するため、平成30年度より実施。
- ・ 地方公共団体における改革成果の運用状況等をケーススタディ的に把握するため、<u>総</u>務省行政評価局と連携した調査も実施。

【参考】過年度調査について

活用状況調査…H30、R1、R3、R4の計4回実施

総務省行政評価局との連携調査…H30、R1、R4の計3回実施

> 調查方法

- 調査対象として選定した事項について、総務省の「一斉調査システム」を活用して 全地方公共団体に調査票を送付。
- > 調査結果の活用
 - 調査結果を取りまとめて各地方公共団体に送付し、制度の活用を促す。
 - ・ 調査年度の翌年度初回の地方分権改革有識者会議にて調査結果を報告した上で HPで公表。

<内閣府地方分権改革 活用状況調査HP>

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/katsuyouchousa/katsuyouchousa-index.html

平成30年度調査(18項目) ※調査期間:平成30年11月~12月

- ① 保育士定数への算入対象を准看護師まで拡大 (H26提案)
- ② 学校評議員の委嘱を校長へ委任可能であることを明確化 (H26年提案)
- ③ 健康保険の被保険者資格喪失後の療養費の保険者間調整 の導入(H26提案)
- ④ 学校医について医療機関への委託を可能とすることの明確 化(H27提案)
- ⑤ 工場立地法における緑地面積率等の準則制定権の町村へ の移譲(H27提案)
- ⑥ 地方社会福祉審議会が調査審議できる事項の見直し (H27年提案)
- ⑦ 精神医療審査会委員の任期を条例で制定可能とする見直し (H26提案)
- ⑧ 介護認定審査会委員の任期を条例で制定可能とする見直し (H26年提案)
- ⑨ ひとり親への高等職業訓練促進給付金の支給対象資格·期間の拡大(H27提案)

- ⑩ 河川法に基づく流水占用料等の徴収方法に関する規制 緩和(H26年提案)
- ① サービス付き高齢者向け住宅に係る計画策定権限等の 市町村への移譲(H27年提案)
- ② 都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化(H27年提案)
- ③ 特定行政庁における定期点検の対象建築物・設備に関する規制緩和(H27年提案)
- (4) 保育士修学資金貸付事業の貸付対象者の住所要件撤廃 (H26年提案)
- ⑤ 放課後児童クラブに係る補助条件の見直し (H26年提案)
- (16) 認可外保育所が認可保育所に移行する際の経済的基礎の条件の緩和(H26年提案)
- ① 旅館業法に関する客室面積条件の緩和 (H27年提案)
- ® 指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲従事者のライフル 銃所持に係る許可対象の明確化(H27年提案)

令和元年度調査(7項目) ※調査期間:令和元年10月~令和2年3月

- ① 地方版ハローワーク(自治体が自ら実施する無料職業紹介)の創設(H27提案)
- ② 道の駅における電気自動車の充電インフラ整備に関する道路占用許可基準の明確化(H26提案)
- ③ 公営住宅の一部入居者(認知症患者等)に対する収入申告方法の拡大(H27提案)
- ④ 農地転用許可権限の指定市町村等への移譲(H26提案)
- ⑤ 70歳から74歳の国民健康保険被保険者の高額療養費支給申請手続の簡素化(H28提案)
- ⑥ 年金記録全般の相談に市町村の窓口装置を利用可能であることを明確化(H28提案)
- ⑦ 災害援護資金制度の見直し(貸付利率の引き下げ・保証人の要否・月賦償還)(H29.H30提案)

令和3年度調査(7項目) ※調査期間:令和3年10月~12月

- ① 豚熱ワクチン接種の民間獣医師による実施を可能とする見直し(R2提案)
- ② 国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化(R2提案)
- ③ 病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象の拡大(R1提案)
- ④ 社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件緩和(R1提案提案)
- ⑤ 介護認定に係る調査事務を委託する際の職員の資格要件の見直し(H30提案)
- ⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の要件緩和(H29提案)
- ⑦ 郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和(R2提案)

令和4年度調査(4項目) ※調査期間:令和4年11月~令和5年2月

- ① 市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィー検診)における医師の立会い不要化(R2提案)
- ② 里帰り出産時等における一時預かり事業の対応の明確化(R1提案)
- ③ マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(H29提案)
- ④ 予防接種を行う医師についての公告の廃止(R3提案)